

扶桑町建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、扶桑町が発注する工事等の契約手続の公平の確保と透明性の向上を図るため、契約に係る予定価格を事前公表するに当たり、その取扱いについて必要事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 公表対象は、契約担当課で扱う入札のうち、設計金額が130万円を超える建設工事又は設計金額が50万円を超える設計、調査、測量及び監理業務の中から町長が選定したものとする。

(公表方法)

第3条 公表方法は、一般競争入札においては、入札告示、入札説明書等に記載し、指名競争入札においては、入札の指名通知書に記載するとともに、契約担当課において閲覧により公表する。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。